

岡山県立備前緑陽高等学校 いじめ防止基本方針

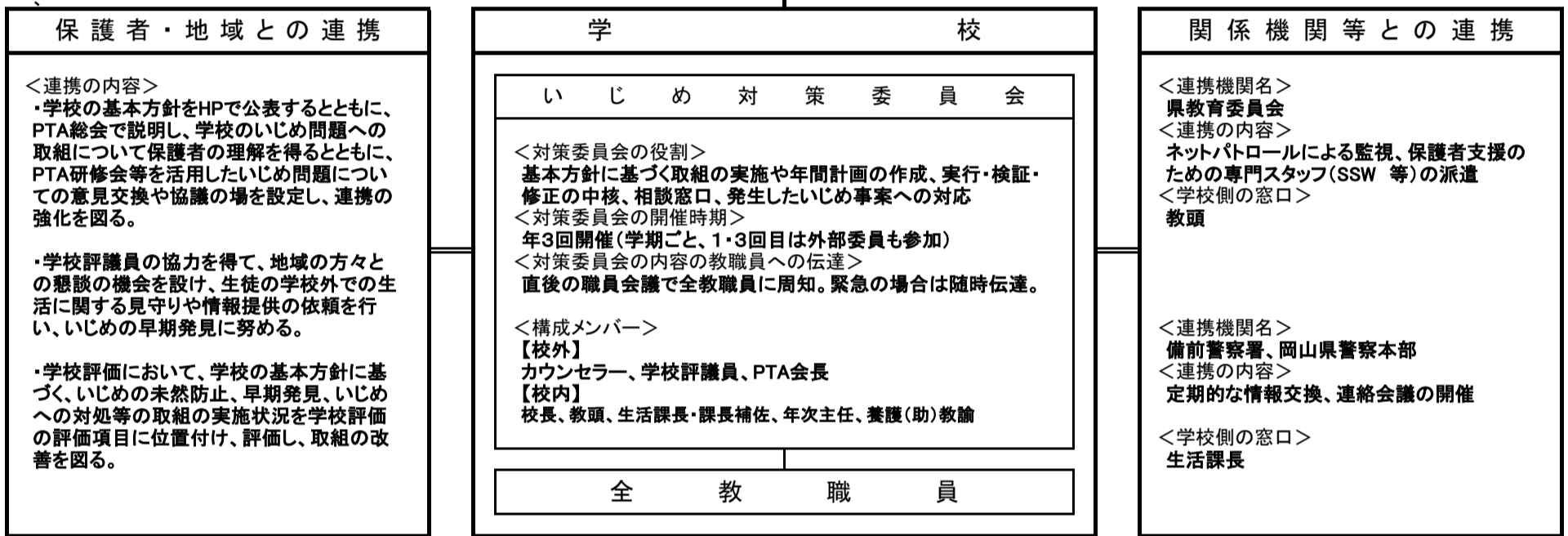
平成30年3月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校におけるいじめ等の生徒間のトラブルは、クラスや部活動などの学校生活の中で起きている事例と、PCやスマートフォン等を介したいわゆる「ネット上のいじめ」である情報モラル違反にあたるものに大別できる。大半の生徒がスマートフォンを所持しており、所持率は9割を超えている。
- ・クラスや部活動などの学校生活の中でいじめや生徒間のトラブルで、指導を行う場合が年間数件ある。また、ライン、メール、ツイッター、インスタグラムなど、SNS上の書き込みによるトラブルによって、指導を行う場合も年間数件ある。後者の場合には特に、顕在化していないものも多数あると思われる。
- ・生活課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するために、他の分掌組織とも連携して学校全体で未然防止と早期発見に努めている。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の情報収集を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、各課、年次の教職員に加え、外部の専門家も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のために情報集約を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために夏休み前と冬休み明けにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・生活課長講話や学年集会での指導により、いじめを許さない学校風土や、見て見ぬ振りをせず互いに支え合う風土を培い、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各年次で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
 - ・いじめを訴える力の育成をするため、教職員が生徒に語りかける回数を増やし、風通しの良い環境を整備する。加えて、STOPit(いじめを防止するために作られた匿名で学校に通報できるアプリ)の導入促進を図り、訴えやすい環境を整備する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (生徒会活動) ・人権教育をテーマとしたロングホームルーム等の時間を中心に、生徒自らが主体的に考え、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、「社会と情報」の授業や、他教科および特別活動の時間において適宜行う。 (社会貢献活動等) ・近隣の子ども園、小学校でのボランティアや合同行事、福祉施設などでのボランティアや実習など異年齢の方々との関わりを通して、相手の気持ちになって寄り添い、他者を思いやることの大切さに気づくことができるような機会として、社会貢献活動の充実を図る。 ・生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
②	早期発見	(実態把握) ・全ての教職員が、日頃からアンテナを高くし生徒全員の様子を鋭く観察する。 ・担任による面談や日々のSHRでの生徒観察、教科担当による授業での生徒観察などで、生徒の変化を把握し、いじめなどで悩みを抱える生徒の早期発見を図る。 ・生徒の実態把握のためのアンケートを年2回実施し、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・担任以外の年次主任、年次付き教員、そして養護(助)教諭、相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような学校の雰囲気作りをする。教員の受入体制・受入姿勢を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、担当者から年次の生徒指導係を起点として、教職員間で早急に情報共有を行い、組織的対応につなげる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、パンフレットを配付して、いじめへの対応に関して学校と家庭の連携が必須であることの啓発を行う。
③	いじめへの対処	(いじめ対策委員会の開催) ・生徒からいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、直ちにいじめ対策委員会を開催し、速やかに情報集約するとともに、いじめの事実の有無の確認を行い、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめの発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告するなど、学校の組織的な対応につなげなければならない。 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に考え、当該生徒及びその保護者に対して様々な局面から支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者と連携しながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・生徒の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 (いじめの「解消」の定義) ①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること。 ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。 (特に配慮が必要な生徒への対応) ・発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚をした保護者を持つなど外国につながる生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。